

「江府町クリエイティブ人材育成事業」業務委託プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 事業名

「江府町クリエイティブ人材育成事業」業務委託

(2) 事業の目的

高校生以上の住民を対象として、PC やスマートフォンで作業ができ、かつ個人の創造性を生かせる職業である“デザイン”や“ライティング”といった職業について、スキル習得及びスキルアップを目的とした講座型の期間学校を開催し、在宅ワーク・副業など町内の新しい働き方、産業として定借させる。また学校卒業後は希望者には顧客と仕事のマッチングが受けられるようなサポート体制を構築し、就業・創業を支援する。

(3) 事業内容

仕様書のとおり

(4) 契約締結日から令和6年3月31日

2 見積限度額

2,000,000 円(消費税相当額を含む)

3 プロポーザル審査委員会

本町が設置した「江府町クリエイティブ人材育成事業」業務委託プロポーザル審査委員会で審査を実施し、受託候補者を選定の上、契約を行う。詳細は別紙「江府町クリエイティブ人材育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要綱」を参照すること。

4 日程

令和5年7月10日(月)	実施要領等を HP で公開
令和5年7月17日(月)	参加表明書の提出期限(必着) 質問書の提出期限(必着)
令和5年7月19日(水)	質問書の回答
令和5年7月31日(月)	企画提案書の提出期限(必着)
令和5年8月4日(金)	審査(プレゼンテーション)
令和5年8月8日(火)	審査結果通知
令和5年8月10日(木)	決定された業務委託候補者を HP に掲載。候補者と事業内容及び委託金額等の調整・契約締結。

5 参加資格要件

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- ③民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- ④暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団関係事業者(法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。)でないこと。
- ⑤本町の令和 5・6 年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑥上記登録がない場合は、入札参加資格審査申請書一式を提出すること。
- ⑦本町の入札参加の停止措置及び保留の期間でないこと。
- ⑧入札参加資格申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加者は、様式 1 「参加表明書」を提出すること。

(2) 提出書類

- ア 様式 1 「参加表明書」※代表者又は契約代理人名義で記名捺印してください
- イ 様式 2 「会社概要書」
- ウ 印鑑証明及び履歴事項全部証明書
- エ 様式 3 「類似契約実績書」※本案件と類似した契約の実績概要を記載してください
- オ 入札参加資格審査申請書一式(※本町の指名願提出がない場合)

(3) 提出方法

各 1 部を下記の書類提出先へ持参または郵便(簡易書留)で提出してください。

※提出期限：令和 5 年 7 月 17 日(金) 17 時まで

7 質問・回答

様式 4 「質問書」は、電子メールにより、参加者から受け付ける(電子メール送信時に電話等で町へ送信確認の連絡を行うこと)

※提出期限：令和 5 年 7 月 17 日(金) 17 時まで

すべての質疑に対する回答を、7 月 19 日(水)までに電子メール等で周知する。ただし、参加資格審査の結果、資格を有することを認められなかった者からの質疑につい

ては無効とし、回答しないものとする。参加者からの質問がなかった場合も連絡しない。

8 企画書の提出

(1) 企画提案書の提出

様式5「企画提案書」は、別紙『「江府町クリエイティブ人材育成事業」業務委託プロポーザル企画提案書等作成要領』を参照のうえ、必要書類を作成し提出すること。

(2) 提出書類

- ア 様式5「企画提案書」※代表者又は契約代理人名義で記名捺印してください
- イ 業務企画書(様式任意)
- ウ 実施スケジュール(様式任意)
- エ 見積書(任意様式)
- オ 様式6「業務実施体制調書」
- カ 様式7「業務責任者実績書」

(3) 提出方法

下記記載の書類提出先へ必要書類を一括して持参又は郵便(簡易書留)で7部提出すること。

※提出期限：令和5年7月31日(月)17時まで

分割提出は認めない。また提出期限後の企画提案書の追加及び修正は認めない。

なお、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- イ 提案内容に虚偽がある場合
- ウ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

9 審査方法

本町が設置した「江府町クリエイティブ人材育成事業」業務委託プロポーザル審査委員会において、参加者がプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査日時及び場所

日時：令和5年8月4日(金) 場所；江府町役場 (日時場所は予定)

※企画提案書の提出締切後、改めて通知する。

(2) 進行

- ・提出した企画提案書の内容説明(15分)
- ・企画提案書に対する質疑応答(15分)
- ・出席者3名以内

(3) 受託者の特定

企画提案書及びプレゼンテーションを基に、別紙「審査基準」に従って審査し、合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の委託候補者とする。2番目に高い得点の者を次点者とする。なお、最高得点を取得した者が2団体以上ある場合は、審査員の得票により特定する。また、参加団体が1団体であっても本プロポーザルは成立するものとし、合計点数の総計が満点の6割未満の場合は特定しない。

10 審査結果

審査結果は、「プロポーザル審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。また、町公式サイトに審査結果(業務委託候補者名及びその他の参加申込者)を公表する。ただし、参加資格が認められなかった者は、この限りではない。

11 提出書類の取り扱い

- (1) 提出種類は参加者に返還しない。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、町が本案件に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された文書等について、江府町情報公開条例により開示及び公開請求のある時は、その対象とする。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に基づいて、町が客観的に判断する。

12 書類提出先・問い合わせ先

(1) 書類提出先

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾1717番地1

江府町役場産業建設課

※持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の8時30分～17時15分とする。ただし、締め切り当日持参の場合は17時まで、郵送の場合は期日必着とする。

(2) 問い合わせ先

江府町役場産業建設課

電話0859-75-6610 FAX0859-75-3455

電子メール:k_sanken@town-kofu.jp

13 その他

(1) 必要経費の負担

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) 辞退の取り扱い

期日までに企画提案書の提出がなされない場合は辞退したものとする。また、企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を速やかに提出すること。

(3) 失格事項

提出書類に不足があった、もしくは指示した事項に違反した場合は、失格になることがある。